

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和5年度第3四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	舞洲工場破碎設備電動シャッター修繕	建具工事	舞洲工場	三和シャッター工業（株）	660,000	令和5年10月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
2	舞洲工場1号炉有害ガス処理設備ほか緊急復旧工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	10,780,000	令和5年10月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
3	平野工場DCS更新工事	清掃施設工事	平野工場	JEFエンジニアリング(株)	422,400,000	令和5年10月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
4	八尾工場クレーン設備整備工事	機械器具設置工事	八尾工場	(有)サヌキ環境エンジニアリング	11,220,000	令和5年10月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
5	東淀工場焼却設備中間点検整備工事	清掃施設工事	東淀工場	日立造船(株)	62,480,000	令和5年11月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
6	平野工場2号炉ボイラー設備緊急復旧工事	清掃施設工事	平野工場	JEFエンジニアリング(株)	1,100,000	令和5年12月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
7	舞洲工場電動門扉修繕	建具工事	舞洲工場	(株)イシフィールドサービス	1,762,200	令和5年12月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
8	東淀工場排ガス分析計修繕	電気工事	東淀工場	富士電機(株)	1,507,000	令和5年12月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
9	西淀工場職員用自動扉修繕	建具工事	西淀工場	ナブコドア(株)	550,000	令和5年12月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
10	舞洲工場2号炉集じん設備緊急復旧工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	1,650,000	令和5年12月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
11	平野工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	平野工場	JEFエンジニアリング(株)	524,700,000	令和5年12月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
12	舞洲工場焼却設備中間点検整備工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	295,020,000	令和5年12月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
13	舞洲工場破碎設備中間点検整備工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	124,190,000	令和5年12月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場破碎設備電動シャッター修繕

2 契約の相手方

三和シャッター工業株式会社

3 随意契約理由

本件は、破碎設備プラットフォーム入口に設置している電動シャッターが、開操作時に巻上げの上限位置で停止せず、シャッターケース内にシャッターを巻込んでしまい、開閉することができなくなったため、修繕を行うものである。

本設備は、三和シャッター工業株式会社における独自の技術により設計・施工されたものである。修繕にあたっては、電動開閉機及びローラーチェーン、リミットスイッチ等を交換する必要があるため、電動シャッターの構造、安全装置等を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、設計・施工した会社以外では対応が不可能である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは電動シャッターを設計・施工した三和シャッター工業株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場1号炉有害ガス処理設備ほか緊急復旧工事

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

舞洲工場有害ガス処理設備は、ごみを焼却した際に発生する有害ガスを除去する設備である。

今回、有害ガス処理設備が故障したほか、炉体設備を構成するレンガの損傷や、ボイラー設備を構成する機器の故障等により、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要である。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っているため、故障が発生し炉の運転が出来なくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみの収集業務に支障を及ぼす可能性がある。そのため、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあり、早急な復旧が必要となる。

本設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工したものである。本工事については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場DCS更新工事

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場DCS設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

本工事は、電気計装設備及び電子計算機設備の機能を維持できるように整備・調整を行うもので、設備の基幹部分となる機器等を交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のDCS設備は、JFEエンジニアリング株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはDCS設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したJFEエンジニアリング株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場
(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

有限会社サヌキ環境エンジニアリング

3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場クレーン設備は、じん芥クレーンと灰クレーンがあり、じん芥クレーンは貯留されるごみを積替、攪拌、投入するために使用し、灰クレーンは灰ピット内の焼却残さ、捕集灰処理物等をトラックに積み込むために使用している。設備を構成する機器は機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を交換することにより機器の性能や能力を維持し、クレーン設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、有限会社サヌキ環境エンジニアリングにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した有限会社サヌキ環境エンジニアリングのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場
(TEL:072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場
(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場 2 号炉ボイラー設備緊急復旧工事

2 契約の相手方

J F E エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

平野工場 2 号炉ボイラー設備は、ごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

現在、平野工場 2 号炉において、ボイラー設備閉塞による故障が発生し、2 号炉の運転が不可能な状態となっている。当工場は年末年始および定期整備工事に備えピットレベルを最低限に下げることが必要であり、現状のままではピット状況が悪化していき、定期整備工事中における当工場への搬入受入が不可能となるため、構成市全体におけるごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがある。

当工場の焼却設備は、J F E エンジニアリング株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事は、設備の特質を理論的、経験的に十分把握している必要があるため、設備を施工した事業者以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体においても、一貫した責任と性能に係る保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは、本設備を設計、施工した J F E エンジニアリング株式会社のみである

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 0 6 - 6 7 0 7 - 3 7 5 3)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場電動門扉修繕

2 契約の相手方

株式会社イシイフィールドサービス

3 随意契約理由

本件は、見学用駐車場への出入りに設置している電動門扉が、電磁ブレーキ故障により開閉時に制止できない状態であり、また、6階事務室から遠方操作するタッチパネル操作器のディスプレイの故障により遠方からの状態監視ができないため、修繕を行うものである。

本電動門扉は、株式会社イシイフィールドサービスにおける独自の技術により設計・施工されたものである。修繕にあたっては、電磁ブレーキ等の駆動部品や監視制御機器を交換する必要があり、電動門扉の構造、安全装置等を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、設計・施工した会社以外では対応が不可能である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは電動門扉を設計・施工した株式会社イシイフィールドサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場排ガス分析計修繕

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

今回修繕を行う東淀工場排ガス分析計は、24 時間連続で排ガス中の成分別の濃度を測定している装置である。

工場操業中の周辺環境への影響を最小限にとどめるには、正確な連続測定による適正な公害監視を行う必要があるため修繕を行うものである。

当工場の排ガス分析計は、富士電機株式会社において独自の技術により設計・設置されたものである。本修繕については排ガス分析計が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本排ガス分析計を設計・設置した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、修繕後の排ガス分析計において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本排ガス分析計を設計・設置した富士電機株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場職員用自動扉修繕

2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

3 随意契約理由

今回修繕する自動扉はナブコドア株式会社の独自の技術により設計・製作されたものであり、今回修繕する DSN-75 及びその他の部品について他社では使用部品の調達も不可能である。

したがって自動扉が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない、自動扉を設計・施工した会社以外では、整備技術の対応が不可能である。また、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができないため、修繕後の動作保証が可能な製造メーカーであるナブコドア株式会社と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(TEL 06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場 2号炉集じん設備緊急復旧工事

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

舞洲工場集じん設備は、ごみを焼却した際に発生するばいじんを除去する設備である。

今回、集じん設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要である。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っているため、故障が発生し炉の運転が出来なくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあるため、早急な復旧が必要となる。

本設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工したものである。本工事については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、J F Eエンジニアリング株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したJ F Eエンジニアリング株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場破砕設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場破砕設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちの破砕処理を行う施設の設備である。

設備を構成する機器や部材は機械的な運動により損耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、破砕能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の破砕設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については破砕設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)